

第5章 施策と事業

変更前（現行基本計画）	改定案（せ・み）
<p>第4章の施策の体系に基づき、次のとおり施策や事業を展開していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的なNPO施策と事業 （「NPO活動の支援・促進」と「パートナーシップの確立」の両方を含む） ・ NPO活動の支援・促進に関する施策と事業 ・ パートナーシップの確立に関する施策と事業 ・ 多様な主体との連携に関する施策と事業 	<p>第4章の施策の体系に基づき、県内のNPOがより活動しやすくなるための基盤整備をに資するため、次のとおり施策や事業を展開していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPOの活動促進に関わる施策と事業 ・ NPOと県の協働促進に関わる施策と事業 ・ 県と多様な主体との連携によるNPO活動促進施策・事業
<p>1 総合的なNPO施策と事業</p> <p>1) NPO活動促進中核機能拠点の設置 NPO活動の支援・促進とパートナーシップの確立、全県的・総合的なNPO施策の展開のため、NPO活動促進中核機能拠点（以下「中核機能拠点」と略します）を設置し、次の機能を担うそれぞれのNPOと協力して各種の機能を提供します。</p> <p>高度・専門サービス機能 地域・全県・全国・海外を結ぶNPO情報ネットワークの構築を図り、NPO情報の収集と提供を担う情報ネットワークの形成を図ります。 大学や研究機関の研究者と連携して、NPOに関する各種の調査研究を実施します。それらを通じ、課題の発見と解決法や先進事例の紹介、政策提言等を行います。 拠点内に、情報・研究ルームを設けてパソコンなどを整備し、NPOの情報リテラシー（パソコンなどの情報機器を使いこなす能力）の向上を支援します。</p> <p>参加・創造・ふれあい機能 交流サロンや情報交換コーナーを設け、NPO同士や各種団体とのネットワークの形成を促進します。 NPOに関する各種の相談への対応などコンサルティン</p>	<p>1. NPOの活動促進に関わる施策と事業</p> <p>1) 宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）の運営 県内のNPOの活動を促進するための中核機能拠点として、以下の機能を有する「宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）」（以下「プラザ」と略します）の運営を行います。</p> <p>情報収集・提供機能 「みやぎNPO情報ネット」の運用や月間情報紙の発行、館内におけるNPOに関する情報の掲示・配架・蓄積などを通じて、県内のNPOに関する情報の収集・提供を行います。 館内にインターネット接続可能なパソコンを配置することで、利用者のNPO情報収集を支援します。</p> <p>相談・研修機能 NPOの組織運営・マネジメントに関する相談受付や、研修事業を実施します。 県内の中間支援組織に対して、各地の実情に応じた研修事業を実施します。</p> <p>調査・研究機能 大学等の研究者や地域のNPO関係者等と連携して、NPOに関する各種の調査研究を実施し、政策化を行います。</p>

変更前（現行基本計画）	改定案（せ・み）
<p>グ活動を行います。 NPOに事務ブースを貸与し、活動場所の確保を支援します。 常設のショップやレストランを設け、コミュニティビジネスの展開を考えるNPOに活動の場を提供します。</p> <p>地域との連携 中核機能拠点で提供される各種の機能を地域のNPO活動拠点を通して提供し、NPO活動を全県的に支援します。 中核機能拠点で行われる各種の先駆的・実験的な事業や試みを地域に紹介し、その成果を提供します。</p> <p>上記の実現を、NPOとのパートナーシップを図りながら推進します。 情報機能を担う「みやぎNPO情報ネット」と、調査研究機能を担う「地域NPO学会」の事務局を拠点内に置き、中核機能拠点の運営に関して連携を図ります。 事務ブースが設置される場所を「インキュベート（育成）・ルーム」と位置づけ、使用するNPOが自主的に運営・管理することとします。 ○市民ビジネスの展開を支援する「コミュニティビジネス研究会」と、地域との連携を推進する「地域NPO連携研究会」を設けて連携を図ります。 ○NPOの代表によって形成される「NPO活動促進中核機能拠点整備委員会」とのパートナーシップを組み合わせながら、中核機能拠点のあり方や運営方法を決定していきます。</p>	<p>施設・設備提供機能 全県的な活動を行うNPOの活動場所の確保を支援するため、期限付きの事務ブースを貸与します。 常設のレストランやショップを設け、コミュニティビジネスの展開を考えるNPOに活動の場を提供します。 利用者の共同利用機能として、会議室・研修室等の貸室提供や、印刷機、コピー機などを設置した作業室の提供等を実施します。</p> <p>交流・連携促進機能 交流サロンや情報交換コーナーを設け、NPO同士や各種団体とのネットワークの形成を促進します。 後述のNPO地域活動拠点や中間支援組織との情報交換・交流を通じ、全県的なNPO活動促進のための交流・連携を促進します。</p> <p>プラザの運営については、利用者のニーズに即したきめ細かなサービスを効果的に提供するため、指定管理者制度により選考されたNPOが一元的に行います。 また、プラザの運営、基本方針、事業の実施に関する基本事項を審議し第三者評価を行う機関として、学識者、NPO関係者、プラザ利用者、県関係者等からなる「みやぎNPOプラザ運営協議会」を設置します。</p> <p>プラザの機能やあり方については、後述のNPO地域活動拠点の整備の状況等に応じて、適切な時期に見直しを行います。</p>
<p>2) NPO地域活動拠点の整備 県内各地でNPOの活動促進が図られるよう、地域においてNPO活動の拠点となる「NPO地域活動拠点」の整備を促進していきます。この地域活動拠点は、中核機能拠点と連携し、地域においても中核機能拠点の機能の利用を可能とするものです。</p> <p>モデルとなる拠点の整備 県内7つの圏域からモデル圏域を設定し、地域のNPOが市民参加の手法を取り入れて、それぞれの地域の実情に即した地域活動拠点のあり方を検討することを促進します。</p>	<p>2) 地域との連携によるNPO地域活動拠点の整備 県内各地でNPOの活動促進が図られるよう、地域においてNPO活動の拠点となる「NPO地域活動拠点」の整備を促進します。</p> <p>市町村が設置したNPO活動促進施設との連携 県内各市町村が設置したNPO活動促進施設との交流・連携を行い、さらにはプラザとの役割分担について検討します。</p> <p>NPO地域活動拠点の整備促進</p>

変 更 前 (現 行 基 本 計 画)	改 定 案 (せ ・ み)
<p>市町村との連携 地域活動拠点の設置に関しては、市町村の自立性・自主性を尊重しながら、当該圏域の市町村の協力を促進します。</p>	<p>市町村においてNPO活動促進施設を設置していない地域においては、市町村の取り組みを促すとともに、地域の実情に応じて、県が主体となって整備に取り組むものとしします。</p> <p>県遊休施設活用によるNPOの活動拠点の提供 県の所有する遊休施設については、そのあり方を見直し、地域のNPOの活動拠点として活用できるよう、整備を進めます。</p>
<p>3) 中間支援組織への支援 多様な中間支援組織の育成支援 中間支援組織は、情報交換が主体のネットワーク型、資金支援が主体の助成財団型、研究が主体のシンクタンク型など様々です。それぞれに応じた育成支援を進めます。 中間支援組織への業務委託 行政が行うNPO活動の支援・促進策の実施について、中間支援組織への委託を促進します。委託は中間支援組織のノウハウを活かすように、パートナーシップにより進めます。</p>	<p>削除 (プラザの項や、後の協働の項に触れているため)</p>
<p>2 NPO活動の支援・促進に関する施策と事業 1) 人材育成 これからのNPOには、事業性や経済性が求められます。組織運営を円滑に行うためのNPOマネジメント講座を開催します。 講座開催に当たっては、企画内容、実施に関して中間支援組織との連携を図りながら進めます。 NPOが行う研修などへの講師の派遣や講師の紹介を行います。</p>	<p>3) 資金支援 県の拠出金と一般からの寄付金による「みやぎNPO夢ファンド」(以下、ファンドと略します)の運用を通じて、NPOに対する資金支援を実施します。 ファンドの運営にあたっては、民間のNPO支援基金との連携を図ります。 ファンドへの寄付の促進を通じて、NPOへの寄付文化の醸成を図ります。 県がすでに制度化している助成金や補助金等のあり方について検討を行い、NPOの活動促進に資することができるよう見直しを行います。 NPO法人に対する優遇税制の導入を国に働きかけると同時に、地方税についても検討し、可能なものから導入していきます。</p>
<p>2) 広報・啓発 NPOの社会的認知を高めるためのフォーラムを開催するなど広報・啓発事業を行います。 「県政だより」などを通じ、県民にNPO活動を紹介します。 広報・啓発のための資料やパンフレット等を作成します。</p>	<p>4) 人材育成 県内のNPOを対象に、組織内の人材を育成し、運営を円滑に行うためのNPOマネジメント実践講座を開催します。 講座開催に当たっては、企画内容、実施に関して中間支援組織との連携を図りながら進めます。</p>

変 更 前 (現 行 基 本 計 画)	改 定 案 (せ ・ み)
<p>3) 資金的に支える仕組みの整備 行政、民間企業、個人などの幅広い層からの出資や寄付 による、NPOを支援する財団や基金などの新しい資金支援の仕組みについて研究します。 新しい資金支援の仕組みは、NPOの研究者や市民、NPOの意見を取り入れて検討し、公開性、透明性の確保されたものを目指します。 NPO法人に対する優遇税制の導入を国に働きかけると同時に、地方税に関しても検討し、可能なものから導入していきます。</p>	<p>5) 広報・啓発 NPOの社会的認知を高めるためのフォーラムを開催するなど、広報・啓発事業を行います。 「県政だより」などを通じ、県民にNPOの活動を紹介します。 広報・啓発のための資料やパンフレット等を作成します。 NPOが主催する事業に対し、積極的に名義後援等の支援を行います。後援受付の窓口については、NPO活動促進の趣旨に基づき、支障がない限り、一本化を行います。</p>
<p>4) 財政的支援 当面、NPO全体を対象として、優れた活動企画について助成する企画コンペ事業を実施します。 新しい資金支援の仕組みの研究のなかで、助成金や補助金等の財政的支援のあり方も検討します。</p>	
<p>3 パートナーシップの確立に関する施策と事業 1) 行政情報の公開と提供 パートナーシップの確立のため、政策立案のプロセス全般にわたる情報の公開、提供に努めます。</p>	<p>2. NPOと県の協働促進に関わる施策と事業 旧1)については、新2)へ統合 1) 協働促進のためのガイドライン策定 県の各部局においてNPOとの協働を促進するために、NPOの本質や、協働に際して留意すべき事項などをまとめた統一的なガイドラインを策定します。</p>
<p>2) 政策の各プロセスへの市民やNPOの参加機会の確保 市民やNPOが持つ情報と政策提案能力を十分引き出す形での参加を促進します。 参加は、政策の立案、事業の実施、結果の評価など、各プロセスにわたり行われるよう努めます。 PC (Public Comment: 公聴) やPI (Public Involvement: 住民参加) など、市民参加の新しい手法を検討していきます。</p>	<p>2) 政策の各プロセスへの市民・NPOの参加・政策提案の機会提供 市民やNPOが持つ情報と政策提案能力を尊重し、それらの十分に引き出すような参加を、政策立案、事業実施、評価など、政策の各プロセスにおいて促進します。 市民やNPOから政策提案が行われた際に、それらの政策化について十分な検討を行うための仕組みを整備します。 市民やNPOからの政策提案を促進するために、政策立案のプロセス全般について、行政情報の公開・提供に努めます。 各種審議会、委員会、公聴会などの委員に、公募等を通じた市民やNPO関係者の参加を促進し、これらの会において活発な議論が展開され、適切な政策形成が行われるよう努めます。</p>

変 更 前 (現 行 基 本 計 画)	改 定 案 (せ ・ み)
<p>3) 各種審議会、委員会、公聴会などへの市民やNPOの参加促進 政策立案のプロセスで重要な役割を担う各種審議会や委員会などの委員に、公募等を通じた市民やNPO関係者の参加を促進します。 公募による委員の登用等により、各種審議会や委員会などにおいて活発な討議が展開され、意見が反映されるよう努めます。</p>	<p>旧3)については、新2)に統合</p>
<p>4) 各種事業の共同実施や連携・協力 行政もNPOも各種の事業を実施していますが、資金調達、企画立案、運営実施などの様々な面で相互の連携と協力を進めます。 NPOが実施する事業に対し、情報、資金、場所、ノウハウ等の提供を含めて協働・協力を進めます。</p>	<p>3) 各種事業の実施における協働 県、NPOそれぞれが同様の事業を行っている（または行おうとしている）場合は、補助・助成、共催、業務委託、名義後援、情報提供等様々な手段で協働を促進します。 これまで県が担ってきた事業について、より住民に近い視点で効果的な運営・実施が可能なNPOへの業務委託等を促進します。 NPOへの委託を行う際には、委託の対価として適切な事業費が設定されるよう、積算根拠等の基準について検討を進めます。 委託先の選定については、委託先として適切なノウハウ・能力を持ったNPOを選定できるような合理的な基準を設けた上で、公開性・透明性を確保できるような方法で行うこととします。 NPOへの委託のあり方については、現行のガイドラインについて、委託事業の状況を勘案しながら、適切な時期に見直しを行うものとします。</p>
<p>5) NPOへの業務委託等の推進 これまで行政が担ってきた事業について、より効果的・効率的な運営・実施が可能なNPOへの業務委託等を促進します。 企業、外郭団体、NPOの間で適正な競争が可能となるように、情報の提供、業者登録、企画コンペへの参加などを促進します。</p>	<p>旧5)については、新3)に統合</p>
<p>6) 中間支援組織との連携 NPOと行政のパートナーシップ確立のノウハウを持つ中間支援組織を、両者の円滑な結び手ととらえ連携していきます。 多様なNPOとのパートナーシップを進めるため、ネットワーク型の中間支援組織との協働を進めます。</p>	<p>削除</p>

変 更 前 (現 行 基 本 計 画)	改 定 案 (せ ・ み)
<p>4 多様な主体との連携に関する施策と事業</p> <p>1) 議会 NPO活動の支援・促進策やNPOとのパートナーシップ確立の状況を報告し、議会からの支持と協力を得られるよう努めます。 議会の行う条例作成や政策づくりなどにおける、NPOとのパートナーシップの形成に協力します。</p>	<p>3 . 県と多様な主体との連携によるNPO活動促進施策・事業</p> <p>1) 議会との連携 現行規定どおり。</p>
<p>2) 市町村 地域でのNPO活動が活発化するように、市町村におけるNPO支援・促進の基盤整備を促進します。 NPOの事業は市町村の施策と関係するものが多いので、市町村が行う政策づくりや施策展開において、NPOとのパートナーシップが進められるよう協力・支援していきます。 県の中核機能拠点と連携を図りつつ、市町村と協力しながらNPO地域活動拠点の整備を促進していきます。</p>	<p>2) 市町村との連携 地域でのNPOの活動が活発化するように、市町村におけるNPO支援・促進の状況を把握するとともに、それらの施策を促進します。 NPOの事業は市町村の施策と関係するものが多いので、市町村が行う政策づくりや施策展開において、NPOとのパートナーシップが進められるよう協力・支援していきます。 プラザとの連携を図りつつ、市町村と協力しながらNPO地域活動拠点の整備を促進していきます。</p>
<p>3) 企業 企業には、NPOを支える役割が期待されるので、NPO情報の提供やNPO活動の紹介を通じて企業のNPOに対する理解を促進します。 企業が行う市場調査、商品企画など様々な分野でのNPOとの連携の可能性を紹介していきます。</p>	<p>3) 企業との連携 現行規定どおり</p>
	<p>4) 民間NPO支援組織(中間支援組織)との連携 NPOの活動促進に関わる施策・事業、行政とNPOの連携に関わる施策・事業を展開する際には、その分野での専門性を有した民間NPO支援組織(中間支援組織)との協働により行うものとします。</p>
<p>4) 大学、研究機関、シンクタンクなど NPOに関する先進事例や諸外国の状況を把握したり、新たなNPO活動の展開の可能性を追求するため、各種研究機関等との連携を図ります。 調査研究機能を担う「地域NPO学会」を通じ、NPOの研究者と実践者との連携を促進します。</p>	<p>5) 大学、研究機関、シンクタンクなどとの連携 現行規定どおり</p>

変 更 前 (現 行 基 本 計 画)	改 定 案 (せ ・ み)
<p>5) 各種団体 行政の外郭団体、既存の公益団体、商工業団体、その他 各種団体へのNPOの周知を図ります。 各種団体とNPOが連携できる分野を示し、多様なパートナ ーシップの確立を図ります。</p>	<p>6) 各種団体との連携 現行規定どおり</p>
<p>6) 広域的な連携 共通の目的やテーマを持つNPOや各種の団体との全国的、 さらには国際的な連携を推進します。</p>	<p>削除</p>